

## 専門職大学院設置基準の改正に伴う平成30年度以降に実施する法科大学院 認証評価及び年次報告書の調査に係る評価基準の取扱いについて

専門職大学院設置基準の改正に伴い、平成30年度以降に実施する法科大学院認証評価及び年次報告書の調査に係る評価基準について以下のとおり改定するものとする。

評価基準の改定に当たっては、各法科大学院及び関係機関の意見を聴取することを原則としているが、文部科学省から通知された改正専門職大学院設置基準の公布時期（平成30年3月30日）と施行時期（平成30年4月1日）が近接しており、意見聴取する時間的余裕がないこと、評価基準は専門職大学院設置基準に適合することが求められており、意見聴取する期間を設定すると、その間、専門職大学院設置基準に適合する評価基準が存しないことになり、そのような空白期間が生じることは望ましくないこと、評価基準の改定内容は専門職大学院設置基準の改正に準拠したものであることから、各法科大学院及び関係機関の意見を聴取する手順を経ることなく即時適用することとする。

改定した評価基準は平成30年4月25日付けで文部科学大臣へ届出をしており、本来であれば文部科学大臣への届出後に改定した評価基準を適用すべきところであるが、上述した理由から、改定した評価基準の適用開始日は、専門職大学院設置基準の施行日と合わせ、平成30年4月1日からとする。

### 1. 改定概要

#### (1) 専門職大学院設置基準の改正に係る改定箇所

- ① 専門職大学院設置基準第5条第2項において教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員が法科大学院の専任教員を兼ねることができるよう改正されたことに伴い、関係する解釈指針8-1-2-1を改定した。
- ② 従来、専門職大学院設置基準で必ず置くこととされる専任教員は、法科大学院でのみ専任とされている専任教員（専属専任教員）で充足する必要があるとしていたが、専門職大学院設置基準第5条第2項において学部の専任教員又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員が法科大学院の専任教員を兼ねることができるよう改正されたことに伴い、関係する基準8-2-1、8-2-4及び8-2-5並びに解釈指針8-2-1-1及び8-2-1-2を改定した。

## (2) 専門職大学院に関し必要な事項について定める件の改正に係る改定

- ① 専門職大学院に関し必要な事項について定める件第1条第1項において規定の意味するところを明確化するために適切な規定ぶりとされたことに伴い、関係する基準8-2-1を改定した。
- ② 専門職大学院に関し必要な事項について定める件第1条第2項において専任教員を兼ねることができる者の数に関する規定が改正されたことに伴い、関係する解釈指針8-2-1-1を改定した。
- ③ 専門職大学院に関し必要な事項について定める件第2条第2項に規定する実務家みなし専任教員の要件である年間の授業負担が6単位以上とされているところ、4単位以上と改正されたことに伴い、関係する解釈指針8-2-4-2を改定した。
- ④ 旧専門職大学院に関し必要な事項について定める件第3条において「入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努めるものとする。」としていた規定が削除されたことに伴い、関係する解釈指針6-1-5-1(3)を削除した。

## (3) 専門職大学院設置基準の改正に関連し、当機構が独自に評価基準を改定した箇所

- ① 専門職大学院設置基準の規定が改正され、法科大学院に必置とされる専属専任教員数が大幅に減少することになった。  
このため、従来、専属専任教員であることを要していた基準8-2-2及び解釈指針8-2-2-1について要件を緩和し、法科大学院でのみ専任とされている専任教員でなくとも足りることとした。

## 2. 適用開始日

平成30年4月1日から適用する。